

京都市告示第37号

京都市体育館条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市体育館の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本頼兼

受託者の 名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市体 育協会	京都市 右京区 西京極 新明町1 番地京 都市体 育館内	1 条例第3条の規定による使用の許可に関する事 2 条例第9条第1項の規定により使用者が特別な設備を設置しようとするときの許可に関する事 3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事 4 京都市体育館の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事 5 前各号に掲げるもののほか、京都市体育館の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)